

青森県報

第四千四百八十三号

平成三十年

八月一日

(水曜日)

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………	(保健衛生課) …… 六
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) …… 六
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 六
○介護保険法による研修実施機関の指定……………	(同) …… 七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 七
○右 同……………	(同) …… 七
○身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) …… 七
○右 同……………	(同) …… 七
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 八
○右 同……………	(同) …… 八

告 示

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
	〃		社会福祉法人つがる市社会福祉協議会		〃		社会福祉法人音羽会	名称	居宅介護事業者
	〃		つがる市木造若緑五二		〃		西津軽郡鰺ケ沢町大字甲五二	主たる事務所の所在地	
	訪問入浴介護		〃		訪問介護		訪問看護	居宅介護事業の種類	
うしやきよ	訪問入浴	うしやきよ	訪問入浴	うしやきよ	訪問入浴	うしやきよ	訪問入浴	名称	居宅介護事業所
	〃		つがる市木造若緑五二		〃		弘前市大字目二の四	所在地	
	〃		三〇・六一		〃		平成二九・七一	変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会		社会福祉法人音羽会	名称	介護予防事業者
	つがる市木造若緑五二		西津軽郡鰺ケ沢町大字甲五二	主たる事務所の所在地	
	訪問入浴介護		訪問看護	事業の種類	
うしやきよ	訪問入浴	うしやきよ	訪問入浴	名称	介護予防事業所
	つがる市木造若緑五二		弘前市大字目二の四	所在地	
	三〇・六一		平成二九・七一	変更年月日	

青森県告示第五百五十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
有株式会社 サイクラム デイツク	有株式会社 サイクラム デイツク
十和田市大字三本木字一西崎三七の六	十和田市西三〇の一番町
福祉用具貸与	福祉用具貸与
有株式会社 サイクラム デイツク	有株式会社 サイクラム デイツク
十和田市大字三本木字一西崎三七の六	十和田市西三〇の一番町
三〇・三二九	三〇・三二九

変更後	変更前
サクラメ ディック	有限会社 サクラメ
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の三 番町一
福祉用具 貸与	介護予防 福祉用具
サクラメ ディック	有限会社 サクラメ
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の三 番町一
三〇・三二九	

青森県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
有限会社 ファイブ・ ワン	有限会社 ファイブ・ ワン	居宅介護支援事業者 名 称
南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 豊田六一の三	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 豊田六一の三	主たる事務所 の所在地
居宅介護支 援事業所え びす	居宅介護支 援事業所え びす	名 称
南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 西浅田六〇	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 豊田六一の三	所 在 地
平成 一五・五三一		変 更 年 月 日

青森県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
サクラメ ディック	有限会社サ クラメ	特定福祉用具販売事業者 名 称
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西二 十三番町三〇 の一	主たる事務所 の所在地
サクラメ ディック	有限会社サ クラメ	名 称
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西二 十三番町三〇 の一	所 在 地
平成 三〇・三二九		変 更 年 月 日

青森県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
サクラメ ディック	有限会社サ クラメ	特定介護予防福祉用具 販 売 事 業 者 名 称
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西二 十三番町三〇 の一	主たる事務所 の所在地
サクラメ ディック	有限会社サ クラメ	名 称
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西二 十三番町三〇 の一	所 在 地
平成 三〇・三二九		変 更 年 月 日

青森県告示第五百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	名称	居宅介護事業者
つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	居宅介護事業の種類	居宅介護事業者
つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	名称	居宅介護事業所
つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	所在地	居宅介護事業所
三〇・六一	三〇・六一	三〇・六一	三〇・六一	変更年月日	居宅介護事業所

青森県告示第五百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
有限会社 サクラメ	有限会社 サクラメ	有限会社 サクラメ	有限会社 サクラメ	名称	介護予防事業者
十和田市大木字三本木字西崎三七の六	十和田市西三十三番町三〇の一	十和田市西三十三番町三〇の一	十和田市西三十三番町三〇の一	主たる事務所の所在地	介護予防事業者
福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	介護予防事業の種類	介護予防事業者
つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会	名称	介護予防事業所
つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	つがる市木造若緑五二	所在地	介護予防事業所
三〇・三二九	三〇・三二九	三〇・三二九	三〇・三二九	変更年月日	介護予防事業所

変更後	変更前	変更後	変更前
サクラメ ディック 株式会社	有限会社 サクラメ ディック	訪問入浴 介護予防 施設	社会福祉 法人つが る市社会 福祉協議 会
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の一	訪問入浴 介護予防 施設	つがる市木 造若緑五二
サクラメ ディック 株式会社	有限会社 サクラメ ディック	訪問入浴 介護予防 施設	つがる市 社会福祉 協議会
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の一	訪問入浴 介護予防 施設	つがる市木 造若緑五二
	三〇・三・二九		平成 三〇・六・一

青森県告示第五百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	
		所在地	

青森県告示第五百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
ワン ファイブ 株式会社	有限会社 ファイブ 株式会社
南津軽郡藤崎 大字藤崎字 豊田六一の三	南津軽郡藤崎 大字藤崎字 豊田六一の三
南津軽郡藤崎 大字藤崎字 西浅田六〇	居宅介護支 援事業所え びす
南津軽郡藤崎 大字藤崎字 西浅田六〇	南津軽郡藤崎 大字藤崎字 豊田六一の三
	平成 一五・五・三

青森県告示第五百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
サクラメ ディック 株式会社	有限会社 サクラメ ディック	特定福祉用具販売事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の一	特定福祉用具販売事業所	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
十和田市大 字三本木字 西金崎三七 一の六	十和田市西 三〇の一		名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	平成 三〇・三・二九						

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	有会社サ ク ラ メ デイック	十和田市西二 十三番町三〇 の一	有会社サ ク ラ メ デイック	十和田市西二 十三番町三〇 の一	平成 三〇・三・二 九
変更後	有会社サ ク ラ メ デイック	十和田市大 字 三本木字西 金崎三七一 の六	有会社サ ク ラ メ デイック	十和田市大 字 三本木字西 金崎三七一 の六	平成 三〇・三・二 九

青森県告示第五百五十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
エルム女性クリニック	五所川原市中央四丁目九三	平成 三〇・三・一

青森県告示第五百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス種類		居宅サービス事業所	廃止の年月日
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所		
社会福祉 法人義 乃 会	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 四	訪問看護 ステーション かよし荘	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 一	平成 三〇・六・三 三
社会福祉 法人義 乃 会	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 四	訪問看護 ステーション かよし荘	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 一	平成 三〇・七・三 三

青森県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス種類		介護予防サービス事業所	廃止の年月日
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所		
社会福祉 法人義 乃 会	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 四	訪問看護 ステーション かよし荘	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 一	平成 三〇・六・三 三
社会福祉 法人義 乃 会	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 四	訪問看護 ステーション かよし荘	十和田市大 字 深 持 字 南 平 三 一 二 の 一	平成 三〇・七・三 三

青森県告示第五百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十六第三項の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 日
公益社団法人青森県介護支援専門員協会	青森市新町二丁目八の二一	平成 三〇・八・一

青森県告示第五百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
有限会社七福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一〇	平成 三〇・八・一

青森県告示第五百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
テック調剤薬局浜田店	青森市浜田三丁目三の一七	平成 三〇・八・一
ハッピー調剤薬局青森浜館店	青森市浜館六丁目四の二一	〃
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	〃
ハッピー調剤薬局弘前土手町店	弘前市大字土手町八九の一	〃
なの花薬局八戸城下店	八戸市城下四丁目一九の三二	〃

青森県告示第五百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 日
藤田 雄	弘前大学医学部附属病院	循環器内科・腎臓内 科（じん臓機能障 害）	平成 三〇・八・一

公

告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、庄司川下堰地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年八月二日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所及び平川市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、後沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備（土砂崩壊）））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年八月二日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭